

	<p>担金の収入未済14件、78,905円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、同規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成28年度分から平成30年度分までの外来診療に係る医療費還付金の支払について、医療費還付依頼書の提出された日から3月を超えて遅れていたものが111件、567,620円あり、このうち1年以上経過していたものが33件、174,720円あった。また、医療費還付金の支払が遅延したことに伴い、遅延利息33件、7,500円を支払っていた。</p> <p>(2) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額10,419,840円)に係る平成30年9月分の支払624,240円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息100円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。また、文書保存箱運搬代58,320円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、機械設備保守・点検業務委託契約ほか4契約(契約額計54,248,832円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年6月に締結していた。</p> <p>4 財産管理事務において、行政財産の使用許可の更新手続を長期にわたり行わないまま公共基準点1基が設置されているものがあった。</p>	<p>とした。</p> <p>2 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 医療費還付金の支払については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、医療費還付金の支払は当所では行わず、受診者が直接保険者へ請求して還付を受けるよう、手続を変更するとともに、新たに医療費に係る取扱いマニュアルを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 機械設備保守点検・管理業務委託契約については、進行管理が不十分であったことによるものであり、遅延利息100円については、受託者から受領辞退の申出があったため支払わないこととした。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 財産管理事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、令和元年5月24日付で使用許可を行った。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---	---

(8) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部医療課	令和元年8月26日 (令和元年7月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、短期大学証明書交付手数料として領収した現金11件、4,400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解及び神奈川県立保健福祉大学の公立大学法人化に伴う業務の引継ぎが不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、適切な引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
生活衛生部生活衛生課	令和元年8月26日 (令和元年7月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、所管の出先機関におけるホームページ広告掲載料の収入について、適切な執行科目を(目)衛生事業収入に設定すべきところ、これを行わなかったため、所管の出先機関が4件、186,000円を誤った科目、(目)雑入で収入していた。	不適切事項については、収入科目に係る認識が不十分であったことによるものである。 なお、令和元年度以降の予算においては、ホームページ広告掲載料の収入に係る執行科目を新たに設定した。 今後は、このようなことがないように、収入の内容や性格を踏まえ、適切な執行科目を設定するとともに、所管の出先機関との連携体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県衛生	平成31年4月17日	(不適切事項)	

研究所	(平成31年4月16日及び同月17日職員調査)	契約事務において、神奈川県衛生研究所巡回車運行管理業務委託契約ほか3件(契約額計7,127,892円)について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。	不適切事項については、過去の指名競争入札の実施状況を踏まえると新たな指名競争入札を行っても成立する見込みがないと考えたこと及び新たな入札を行う時間が確保できなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、指名競争入札ではなく一般競争入札で執行するための工夫を行うとともに、指名競争入札を実施する場合は、進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成31年2月12日(平成30年12月19日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、自動車の賃貸借契約(契約額107,568円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものが11件あった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、年度を超えて契約を締結する場合の規定等についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約事務に当たり複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、行政財産の使用許可取扱要領について理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、起案文書に根拠規定の記載や添付を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	平成31年2月1日(平成30年12月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、基準報酬額表の適用を誤り、基本報酬(日額)を11,390円とすべきところ、11,060円としていたため、賃金3件、12,210円が支給不足であった。	不適切事項については、基準報酬額表の確認が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成31年2月7日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成31年2月1日(平成30年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、感染性産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(単価契約、3,888円/20リットル容器1個、5,400円/45リットル容器1個、契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が平成30年4月18日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。	不適切事項については、契約書作成時に契約開始日及び遡及条項の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、実際の給付に即して契約の開始日を設定することにより4月1日から契約開始が必要な契約を確認するとともに、4月1日から契約開始が必要な契約については、契約締結日及び遡及条項の確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和元年7月8日(平成31年4月22日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 実習指導者養成教育(社会福祉士)研修に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費3件、6,900円を支給していなかった。 2 実習指導者養成教育(社会福祉士)研修に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、時間外勤務手当2件、32,242円を支給していなかった。	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 旅費については、旅費の取扱いについての理解が不十分であったことによるものであり、未支給分は平成31年4月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、服務関係規定について周知するとともに、上司による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 時間外勤務手当については、サービスの取扱いについての理解が不十分であったことによるものであり、未支給分は令和元年6月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、服務関係規定について周知するとともに、上司による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	令和元年7月16日(平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、生活困窮者等の農業訓練・社会参加促進支援事業委託契約(契約額10,349,640円)の第4四半期分2,587,410円の履行確認に当たり、同契約に基づいて提出させるべき平成31年3月分の就労準備支援シート及び活動日誌の写しが提出されていなかったにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。	不適切事項については、委託契約の履行確認時に必要書類が提出されていなかったにもかかわらず、これを看過し履行済みとして検査を完了したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容を確認するとともに、受託者に完成品及び必要書類について指導を行うことなどにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木保健福祉事務所	令和元年6月14日(平成31年3月15日)	(不適切事項) 支出事務において、検査に係る検	不適切事項については、搬送の有無に係る連絡方法

<p>所大和センター</p>	<p>職員調査)</p>	<p>体搬送業務委託契約(単価契約、10,584円/回)の平成30年11月分の支払に当たり、同月26日の搬送業務について、受注者への連絡・確認が不十分であったため、受注者が検体の集荷に訪れることとなり、搬送すべき検体がなかったにもかかわらず、同日分の搬送料として10,584円を支払っていた。</p>	<p>を、言い間違いや聞き間違いの可能性を考慮せずに、電話で行っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事故を未然に防止する観点から、当該契約において、搬送の有無に係る連絡方法をファクシミリで行うように改めるとともに、他の契約においても、契約における発注の重要性を認識した手を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県精神保健福祉センター</p>	<p>令和元年6月20日(平成30年12月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の貸付及び使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、平成30年4月分から同年7月分までの4件、54,795円について、調定を行っていなかった。 2 支出事務において、平日・休日・土日午後輪番病院確保事業・受入時間延長体制確保料2件、30,000円及び輪番派遣病院に対する報償費16件、160,000円について、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領で定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可5件に係る更新許可(許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、使用料81,732円)について、許可期間の始期までに許可をすべきところ、平成30年4月24日に行っていた。 (要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成31年2月7日までに調定を行い、同月25日までに収入した。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による管理を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、連絡進行管理表を作成し、事業所管課と執行担当課間の連絡体制を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、行政財産使用許可の手続に対する認識不足及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、作業リストを作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、令和2年度から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。</p>
<p>神奈川県食肉衛生研究所</p>	<p>平成31年3月19日(平成31年2月15日職員調査)</p>	<p>(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、令和2年度の機械警備業務委託契約から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。</p>

(9) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
<p>中小企業部中小企業支援課</p>	<p>令和元年8月7日(令和元年6月25日職員調査)</p>	<p>(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員</p>	<p>要改善事項については、令和2年度から機械警備業務委託契約を長期継続契約とすることとした。</p>

		公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)	
労働部雇用労働課	令和元年8月7日 (令和元年7月1日及び同月2日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に災害派遣用務に従事し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、16,556円を支給していなかった。	不適切事項については、職員が神奈川県職員服務規程に沿った手続を失念したことによるものであり、時間外勤務手当は令和元年8月16日に本人へ支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部産業人材課	令和元年8月7日 (令和元年6月28日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する普通財産の有償貸付(契約額10,604,368円)について、平成30年9月から当該貸付けに係る貸付料の計算基礎となる土地面積が変動したことに伴い変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。これにより平成30年度の貸付料1件、264,600円を過大に徴収していた。	不適切事項については、担当職員の理解不足及び関係職員による確認が不十分であったことによるものであり、過大に徴収していた貸付料264,600円は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と令和2年2月6日に変更契約を締結した上で、同月18日に返還した。 今後は、このようなことがないよう、貸付契約に係る事務の理解の徹底を図るとともに複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	平成31年2月19日 (平成31年2月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、神奈川県立産業技術短期大学校条例の規定により原則として前納とされている職業訓練施設使用料について、後納のための特段の手続がとられていないにもかかわらず、利用期間の開始後に調定及び徴収を行っていたものが1件、4,200円あった。	不適切事項については、業務の進行管理と関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務の組織的な進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立東部総合職業技術校	令和元年5月14日 (令和元年5月13日及び同月14日職員調査)	(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)	要改善事項については、令和2年度から機械警備業務委託契約を長期継続契約とすることとした。
神奈川県立西部総合職業技術校	平成31年2月7日 (平成30年12月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、産業廃棄物収集運搬業務委託契約(契約額140,400円)の執行に当たり、「(節)役務費」とすべきところ、「(節)委託料」で執行していた。 2 庶務事務において、週休日に教務用務に従事し、週休日の振替を行わなかった、又は振替が可能な期間に振替を行わなかった職員2名に対して、時間外勤務手当3件、87,786円を支給していなかった。 (要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、確認が不十分であったことによるものであり、平成30年12月21日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るため、所属内研修を実施するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、職員が週休日の振替を神奈川県職員服務規程に定める期間に行わなかったことによるものであり、時間外勤務手当は平成31年1月16日に職員2名へ支給した。 今後は、このようなことがないよう、同規程の周知を図るとともに、休日出勤の服務について、所内会議等で直接監督者への説明を行い、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、単年度契約であった機械警備業務委託契約を長期継続契約へ見直すこととし、平成31年3月14日に競争入札を行い、平成31年度から令和5年度までの5年間の長期継続契約を締結した。

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部県土整備経理課	令和元年8月5日 (令和元年6月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約(契約額244,080円)の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている許可証の写しが添付されていなかった。	不適切事項については、契約書に添付すべき書類の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
事業管理部用地課	令和元年8月5日 (令和元年6月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、用地担当職員基礎研修に係る会場使用料について、利用する必要がなくなった会場の予約取消しを行わなかったため、キャンセル料1件、6,150円を支払っていた。	不適切事項については、利用する必要がなくなった会議室の予約のキャンセルを失念したこと及び所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
河川下水道部砂防海岸課	令和元年8月5日 (令和元年6月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、神奈川県港湾審議会委員報酬5件、95,000円及び委員旅費5件、7,452円の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況管理表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県西土木事務所	平成31年3月22日 (平成31年2月8日、同月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、資金前渡による郵便切手の購入代金1件、6,806円について、前渡金の受領前に、水防配備用自動車借上料に係る前渡金として既に受領していた30,000円から一時的に流用して支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成29年度交通安全施設等整備工事(県単)その18、平成29年度交通安全施設補修工事(県単)その15合併の設計額の積算に当たり、仮舗装工の路盤工について、当初設計に引き続き、変更設計においても下層路盤の平均厚さの条件区分を誤って適用したため、変更後の設計額(20,282,400円)が86,400円過大であった。 (2) 平成30年度道路維持管理工事(県単)その3、平成30年度道路補修工事(県単)その2合併側溝清掃業務委託契約(単価契約)の設計額の積算に当たり、道路清掃工の排水施設清掃工について、管渠清掃作業等に係る単価を誤った数量により積算していたため、設計額(12,571,200円)が4,266,000円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、前渡金受領職員による前渡金の管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、前渡金受領職員を含めた複数の職員による確認体制を強化するとともに、執行方法を見直すことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 交通安全施設等整備工事については、当初及び変更契約に係る設計内容の確認が不十分であったことから、積算を誤り設計額が過大になったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 道路維持管理工事については、関係規定の理解が不十分であったことから、積算を誤ったものであり、過大積算については修正のうえ、変更契約を締結し是正した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制の強化により、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	平成31年3月22日 (平成31年2月18日から同月20日まで職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、凍雪害対策業務委託契約Cブロック(単価契約、概算総価額8,445,600円)及びDブロック(単価契約、概算総価額11,991,240円)の平成30年12月分代金について、受注者から提出された請求書における単価の適用誤り等を看過したため、1件、15,552円を過大に、1件、10,422円を過小に支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、受注者から提出された請求書における単価の適用に係る確認が不十分であったことによるものであり、過大に支払った15,552円については、令和元年12月10日に返還され、過小に支払っていた10,422円については、同月6日に支払った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>2 工事事務において、平成29年度防災砂防工事(県単)当初19号その1、平成29年度砂防施設改良工事(県単)当初14号その1、平成29年度交通安全施設等整備工事(県単)その9合併の設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った歩掛を適用して積算していたため、変更後の設計額(33,512,400円)が54,000円過小であった。</p> <p>3 庶務事務において、特殊勤務手当(危険現場手当)について、庶務事務システムに入力されていなかったため、2件、600円を支給していなかった。 (要改善事項) 根府川駐車場清掃業務委託契約において、消耗品補充業務の積算に当たり、当該消耗品の年間の使用予定数量が使用の実態を反映した適切なものとなっていなかった。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(2)②のとおり。)</p>	<p>2 工事事務については、当初設計及び変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務については、庶務事務システムへの入力を失念したとともに、直接監督者による確認も不十分であったことによるものであり、未支給分については平成31年4月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、職員への指導を徹底するとともに、直接監督者においても確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、補充する消耗品の積算方法を見直し、過去3年の実績数量の平均値を積算数量とすることにより、実態に即したものとした。</p>
<p>神奈川県住宅営繕事務所</p>	<p>令和元年8月6日(令和元年5月20日から同月22日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 県営住宅駐車場に係る土地使用料1,451件、11,945,608円について、県営住宅管理事業会計の(項)使用料及び手数料(目)使用料(節)使用料の歳入科目で収入調定していたにもかかわらず、その後の事務処理上の確認漏れ等により、(項)事業収入(目)家賃収入(節)家賃収入の歳入科目で収入していた。 (2) 動物保護センター新築工事(衛生)の契約解除に伴う違約金(19,244,304円)のうち、契約締結時に付された履行保証により支払われる金額を差し引いた不足額(196,762円)について、これに相当する金額を出来形部分に相応する請負代金額から控除し、不足額に充当すべきところ、控除しないまま請負代金額を支払い、充当をしていなかった。その結果、当該不足額が平成30年度末において収入未済となっていた。</p> <p>2 契約事務において、平成30年度県営住宅管理システム入力データ作成業務委託契約(単価契約、支出額1,547,826円)及び県営住宅家賃等口座振替関係処理業務委託契約(単価契約、支出額5,431,707円)について、受託者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱いに係る誓約書を提出させていなかった。</p> <p>3 工事事務において、平成30年度県営緑ヶ丘団地造成工事(道路)の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても砕石路盤の上層に施工する瀝青材料の適用を誤ったため、変更後の設計額(46,872,000円)が108,000円過小であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。 (1) 歳入科目の誤りについては、収入管理に係る会計管理システム上の日常的な確認や、決算時等の節目における確認を怠ったことによるものである。 なお、誤納分については、令和元年9月6日及び同月18日に令和元年度会計として修正を行った。 今後は、このようなことがないよう、マニュアル等の作成や複数職員による対応を徹底するなど、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 違約金の充当をしていなかったことについては、履行保証により支払われる金額について、認識を誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約解除に伴う違約金が生ずる場合は、履行保証に係る保証会社や関係機関等と連絡をより密にしながら適切に判断することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、各受託者に個人情報を扱わせているため、業務委託契約書〔特記事項〕の規定により、誓約書の提出を受ける必要があったが、これを職員が失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容を十分理解するとともに、複数職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 工事事務については、設計額の積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(11) 会計局

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
指導課	令和元年7月23日及び同年9月17日(令和元年6月14日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、会計事務の指導に当たり、デジタル電話交換機用蓄電池取替工事(契約額99,360円)の会計処理に係る出先機関1か所からの照会に対して、全額を「(節)需用費」により執行すると回答すべきところ、当該出先機関が、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であると誤認したことなどから、誤って、一部について「(節)役務費」又は「(節)委託料」により執行すると回答していた。その結果、当該出先機関は、上記の会計処理に当たり、誤った予算科目により執行していた。	不適切事項については、出先機関から会計事務の照会を受けた際、その内容を十分に確認せず判断したことから誤った会計処理を指導したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、回答に当たり、判断に必要な事項を相談者からの確に入手するとともに、回答内容をあらかじめ内部で相互に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(12) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部財務課	令和元年7月24日(令和元年5月20日職員調査)	(要改善事項) 複数の水道営業所において、一部の道路管理者から請求される公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費について、納付期限までに支払が行われていない事態が継続的に多数発生していた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)④のとおり。)	要改善事項については、水道営業所における現行の事務処理手続を見直し、令和2年度以降、道路管理者から公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費を請求された場合、給水装置工事の申込者等からの路面復旧監督事務費相当額の納付を確認する前であっても、道路管理者が設定した納付期限までに当該路面復旧監督事務費を支払うこととした。
財務部会計課	令和元年7月24日(令和元年5月21日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、企水第626号柳島支管改良(推進)工事(第11工区)に係る工事請負契約(契約額528,560,640円)の部分払金295,930,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。 2 契約事務において、企発第1号基地局無線設備更新工事契約(契約額7,153,725円)の締結に当たり、受注者から契約保証金715,373円の納付、又は、これに代わる金融機関等の保証証書の差し入れ等が必要となるにもかかわらず、これを求めていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、部分払金の支払期限の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、部分払金の支払に当たり、複数の職員による支払期限の確認を徹底するとともに、支出執行管理表による支出処理状況の確認を併せて行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、受注者と保証会社との間で保証契約を締結していたものの、保証証書の差し入れの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約の締結に当たり、複数の職員による保証証書の差し入れの確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
水道部経営課	令和元年7月24日(令和元年5月22日職員調査)	(要改善事項) 複数の水道営業所において、一部の道路管理者から請求される公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費について、納付期限までに支払が行われていない事態が継続的に多数発生していた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)④のとおり。)	要改善事項については、水道営業所における現行の事務処理手続を見直し、令和2年度以降、道路管理者から公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費を請求された場合、給水装置工事の申込者等からの路面復旧監督事務費相当額の納付を確認する前であっても、道路管理者が設定した納付期限までに当該路面復旧監督事務費を支払うこととした。
水道部計画課	令和元年7月24日(令和元年5月24日職員調査)	(要改善事項) 水道工事の配水池清掃工の積算に当たり、水道工事積算基準及び標準歩掛表において、歩掛の適用についての考え方が明確に示されていないため、複数の水道営業所において、歩掛の適用を誤っているものがあつた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員	要改善事項については、令和元年7月1日に「水道工事積算基準及び標準歩掛表」を改定し、歩掛の適用についての考え方を明確にした。

		公表第13号中、第3監査の結果3(1)⑤のとおり。)	
水道部水道施設課	令和元年7月24日 (令和元年5月13日職員調査)	(要改善事項) 複数の水道営業所において、一部の道路管理者から請求される公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費について、納付期限までに支払が行われていない事態が継続的に多数発生していた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)④のとおり。)	要改善事項については、水道営業所における現行の事務処理手続を見直し、令和2年度以降、道路管理者から公道の掘削を伴う給水装置工事の施行に係る路面復旧監督事務費を請求された場合、給水装置工事の申込者等からの路面復旧監督事務費相当額の納付を確認する前であっても、道路管理者が設定した納付期限までに当該路面復旧監督事務費を支払うこととした。
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成31年3月7日 (平成31年2月4日及び同月5日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが19件あった。 2 線下敷に係る行政資産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、651円を過大に徴収していた。	不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものについては、神奈川県公営企業固定資産管理規程の解釈を誤っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、使用許可に係る規定の基本的理解を高めるなど、適正な事務執行に努めることとした。 2 線下敷に係る行政資産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していたものについては、神奈川県公営企業固定資産管理規程の解釈を誤っていたことによるものであり、過大に徴収した使用料については、平成31年4月22日に還付済みとなっている。 今後は、このようなことがないように、使用許可に係る規定の基本的理解を高めるとともに、複数の職員による確認体制の強化を図るなど、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	令和元年7月19日 (平成31年4月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、企厚第16号厚木市南町23番地付近配水管改良工事(概数設計)の設計額の積算に当たり、路面復旧工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、厚さ10cmの上層路盤工(1層分)とすべきところ、誤って厚さ8cmと厚さ2cmの2層としたことにより、2層分の施工手間が計上されるとともに、厚さ2cmの上層路盤工の面積が過大に計上されることとなったため、変更後の設計額(35,758,800円)が378,000円過大であった。	不適切事項については、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、設計積算チェックリストを改めるとともに、違算事例の共有による職員への注意喚起を行う等により確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁海老名水道営業所	令和元年5月28日 (平成31年3月25日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、企海第2号綾瀬市深谷中7丁目28番付近配水管改良工事(ゼロ県債)ほか6件の変更設計額の積算に当たり、土砂仮置場の借地料について、誤った借地単価により積算していたため、変更後の設計額(計296,406,000円)が324,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(計292,189,680円)が318,600円過小であった。 2 財産管理事務において、水道用地に係る行政資産の使用許可について、使用者が許可申請せずに通路として使用していることを使用開始から10年以上経過した平成30年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当の概算額3,488,124円のうち、482,880円を徴収していたが、残額3,005,244円について、使用者の消滅	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、借地料の設計積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、借地料の設計積算に関する理解の向上を図るとともに、チェックリストを活用し複数の職員による確認強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の現状把握が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理財産の適切な状況把握を行うとともに、複数の職員による点検を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県企業庁大和水道営業所</p>	<p>令和元年6月7日 (平成31年3月22日職員調査)</p>	<p>時効援用により徴収できなかった。 (不適切事項) 1 契約事務において、企大第8号大和市中心林間1丁目1番付近配水管推進工事地質調査業務委託ほか1件(契約額計6,512,400円)の履行確認に当たり、神奈川県公営企業財務規程に基づき検査調書を作成しなければならぬ場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 工事事務において、企大第3号大和市中心林間1丁目19番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧工のアスファルト舗装について、瀝青材料を使用しない施工区分とすべきところ、瀝青材料を使用する施工区分としたため、変更後の設計額(80,611,200円)が10,800円過大であった。その結果、変更後の契約額(73,320,120円)が10,800円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県公営企業財務規程に基づく履行確認に関する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、積算過程における設計内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内で注意喚起を図るとともに、複数職員による設計内容の確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁寒川浄水場</p>	<p>令和元年7月18日 (平成31年4月18日及び同月19日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 会計事務処理において、寒川浄水場排水処理施設特定事業に係るサービス購入料のうち、負債である割賦未払金(税抜き)として整理している施設建設費相当分(平成30年度末1,958,770,287円)について、翌年度支払予定額を固定負債から流動負債へ振り替えるに当たり、税抜きの金額で振り替えるべきところ、消費税等を加えた金額で振り替えたため、振替額が14,105,365円過大であった。その結果、割賦未払金の総額に誤りはなかったものの、流動負債として計上する分が同額過大となり、固定負債として計上する分が同額過小となっていた。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、62円が徴収不足であつた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 会計事務処理については、決算時の事務処理の確認が不十分であったことによるものである。 なお、令和元年度決算において、流動負債及び固定負債の誤計上額については、適正な残高となるよう令和元年5月31日に振替を行った。 今後は、このようなことがないよう、チェックリストの確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所</p>	<p>平成31年3月22日 (平成31年1月28日及び同月29日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 平成30年度の酒匂川水系ダム管理事務所事務室等清掃業務委託契約4件(契約額計1,396,656円)について、1年間以上の契約期間とし入札を実施すべきところ、四半期毎の契約期間としたうえで、一者随意契約を繰り返していた。 2 酒匂川水系ダム管理事務所事務室等清掃業務委託契約(契約額354,888円、契約期間：平成30年4月2日から同年6月30日まで)の締結に当たり、契約日が同年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 一者随意契約を繰り返していたことについては、契約事務の手續に関する確認が不十分であったことによるものである。 なお、当該契約については、令和元年度以降入札執行を行っている。 今後は、このようなことがないよう、会計関係の通知類の確認を徹底するとともに、不適切な手續の事例に関する情報共有を図り、適正な事務執行に努めることとした。 2 遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていたことについては、契約事務の内容に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計関係の通知類の確認を徹底するとともに、不適切な手續の事例に関する情報共有を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁発電総合制御所</p>	<p>令和元年7月19日 (平成31年4月16日及び同月17日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 工事事務において、相発第211号発電総合制御所衛生設備更新工事の設計額の積算に当たり、衛生設備の建築材料費等について、当初設計に引き続き、変更設計においても最低</p>	<p>不適切事項については、設計額の積算に当たり、建築設備工事の設計経験者がおらず、積算を熟知していなかったことから、衛生設備の建築材料費等について最低見積価格に誤った実勢率を適用して積算したため、設計額が過大となったものである。</p>

見積価格に誤った実勢率を適用して積算していたため、変更後の設計額(18,846,000円)が1,339,200円過大であった。

今後は、このようなことがないよう、設計額の積算に当たり、主管課である財産管理課によく確認するとともに、設計書作成・検算時に建築設備工事(県土整備局)のチェックリストを適用するよう徹底し、適正な市場価格を把握して設計・積算業務に反映させることにより、適正な事務執行に努めることとした。